

## いじめ防止等対策の取り組みについて

豊田工業高等専門学校

|    | 項目                                                                                                              | 自己評価                                                                                                                         | 改善のための措置                                                                                                                        | 改善時期                                                                                               |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第1に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。                                    | 年度当初に教職員及び非常勤講師宛にいじめ対策の通知文を作成し周知を行った。                                                                                        | 年度当初に教員には教員会議、事務職員・技術職員には事務連絡会で周知。非常勤講師には配付資料で周知した。                                                                             | 令和5年4月に再度周知した。                                                                                     |
| 2  | 定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。                                      | 年度当初に年間の会議開催計画を策定し、2ヶ月に1度委員会を開催した。                                                                                           | 引き続き定期的に開催。必要に応じて臨時いじめ対策委員会を開催している。                                                                                             | －                                                                                                  |
| 3  | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。                                                           | 9月7日（水）に弁護士を講師に招き「いじめ防止研修会（教職員対象）」を開催した。                                                                                     | 弁護士を講師に招き、対面形式の研修を実施した。当日受講できない教職員向けに講演をビデオ撮影し、オンデマンドで配信した。                                                                     | 令和4年9月実施                                                                                           |
| 4  | 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。                                              | 年度当初に教職員及び非常勤講師宛のいじめ対策の通知文及びHPで周知を行った。                                                                                       | いじめ対策委員会の存在や意義について定期的に周知を行っている。                                                                                                 | 令和5年4月に再度周知した。                                                                                     |
| 5  | いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。                                          | 年度当初に教職員及び非常勤講師宛のいじめ対策の通知文及びHPで周知を行った。                                                                                       | いじめ対応マニュアルにおいて年間計画を定め、定期的に周知を行っている。                                                                                             | 令和5年4月に再度周知した。                                                                                     |
| 6  | いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。                                     | 年度当初に教職員及び非常勤講師宛のいじめ対策の通知文及びHPで周知を行った。                                                                                       | 引き続き、学内相談窓口（学生サポート室等）で把握したいじめ（疑い含む）の情報をいじめ対策委員会に報告する。                                                                           | －                                                                                                  |
| 7  | 機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。 | 年度当初に教職員及び非常勤講師宛のいじめ対策の通知文及びHPで周知を行った。<br>また、いじめ対応マニュアル内のいじめ案件の対応フローにおいて各委員の役割を定めている。                                        | いじめ対策マニュアル内のいじめ案件の対応フローにおいて各委員の役割を定めている。                                                                                        | －                                                                                                  |
| 8  | いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている。                                                                 | 「いじめ（疑い含む）に関する報告書」等の様式を運用し、いじめ対策委員会委員を中心に関係者に情報教員をしている。                                                                      | いじめ（疑い含む）に関する対応結果について、対応者が報告書を作成し、定例のいじめ対策委員会で報告を行っている。                                                                         | －                                                                                                  |
| 9  | 令和4年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっていたかを検証し、令和5年度の実施計画に反映しているか。                   | いじめ対策委員会においてプログラム及びマニュアルについて検証している。令和5年度において修正意見が挙がっており、改正を検討している。                                                           | いじめ対策委員会において自己評価を行った。検証の結果、見直しの意見が挙がり改正案を検討している。                                                                                | 令和5年度中に改正予定。                                                                                       |
| 10 | 学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。                                 | アンケートを年2回、個別面談を年2回実施し、実態把握に努めた。                                                                                              | 前期・後期各1回「高専生活に関するアンケート」を実施。アンケートにはいじめに関する設問を含めており、いじめを受けたと回答があった学生に対しては、学生相談部門で面談を行い詳細な状況確認を行った。                                | －                                                                                                  |
| 11 | 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。                          | いじめ対策委員会の構成員にスクールカウンセラーを含めている。カウンセリングの結果、いじめが疑われる事案が発生したら随時関係者に情報共有することになっている。                                               | スクールカウンセラーをいじめ対策委員会の構成員に含めている。気になる学生がいた場合はTeamsで支援チームを立ち上げ情報共有を行っている。                                                           | －                                                                                                  |
| 12 | 機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。                                                            | 6月11日（土）に第1学年を対象に特別講演会「いじめ・SNSトラブルについて」を開催した。他学年においてはスクールカウンセラーが「心理教育」を実施し、他人との関わりにおいて重要な自分の感情の制御と相手に配慮した自己主張の方法を学ぶ機会を設けている。 | 第1学年を対象にいじめに関する講演会を実施した。また、第1～4学年を対象にスクールカウンセラーによる「メンタルヘルス講習会」を実施した。                                                            | 令和5年度においても「メンタルヘルス講習会」を4月から12月にかけて学年単位・クラス単位で順次実施した。<br>現状、第5学年と専攻科生に対して実施できる機会が設けられないことが課題となっている。 |
| 13 | どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深めるための取組を実施している。                                                                        | いじめの定義、いじめに対する学校としての理念・方針及び相談窓口について、次のとおり各教員が学生に対して周知した。指導教員→各クラスの学生、寮務主事・寮監→寮生、各部・同好会の顧問教員→部・同好会所属学生                        | いじめに対する学校としての理念・方針について、クラスにおいては指導教員からホームルームやアカデミックガイダンスの機会に、部活動においては部長教員から部活のミーティング等の機会において、学寮においては寮務主事・寮務主事補から学寮アセンブリの機会に周知した。 | 令和5年度においても各タイミングで周知した。                                                                             |
| 14 | 学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。                                                        | 寮指導学生の研修会においていじめ問題をテーマにその防止及び早期発見のためにできることについて意識を高めてもらうための指導を行った。                                                            | 寮指導学生の研修会において、スクールカウンセラーを講師に事例検討ワークを含めたいじめ防止啓発の研修会を開催した。                                                                        | 令和5年9月に実施                                                                                          |
| 15 | 学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。                               | HP上で周知を行うとともに通知文を作成し、保護者懇談会の席上で周知した。                                                                                         | いじめ防止等基本計画についてホームページで公表し、また、保護者懇談会の席上で指導教員から保護者に説明をした。                                                                          | 令和5年11月に再度周知                                                                                       |
| 16 | いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。                                          | 具体的な事例はないが、案件が発生した場合、連絡の徹底を図ることになっている。                                                                                       | いじめ対応マニュアル内にいじめ案件の対応フローにおいて、指導教員から保護者に連絡することとしている。                                                                              | －                                                                                                  |
| 17 | 外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。                                        | 連携・協力体制の構築に至っていない。                                                                                                           | 外部評価委員会等においていじめ防止等基本計画や本校の取り組み内容を説明する。                                                                                          | 令和5年度内に対応を予定                                                                                       |
| 18 | いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。                                                    | 具体的な事例はないが、案件が発生した場合、連携して対応することになっている。                                                                                       | いじめ対応マニュアルにおいて被害学生の身体や財産に重大な被害を生じさせる恐れがあるといじめ対策委員会が判断した場合、早急に警察署や児童相談所に通報し援助を求めることとしている。                                        | －                                                                                                  |